

第 109 回丹波市議会定例会

自 令和 2 年 5 月 29 日

至 令和 2 年 6 月 26 日

議案審議資料

(No. 4)

【目次】

- | | |
|--|---------|
| ①議案第80号（丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例改正） | ・・・ 1～2 |
| ②議案第81号（丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例制定） | ・・・ 3 |

議案第80号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和2年1月、水道部職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び公契約関係競売入札妨害罪で逮捕され、同年2月に起訴されたことに対する包括管理監督責任を果たすため、提案するものである。

2 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年6月から11月まで市長の給料月額20%相当、副市長の給料月額10%相当、教育長の給料月額10%相当をそれぞれ減額しているが、令和2年7月については、市長の給料月額10%相当、副市長の給料月額5%相当の減額を追加するよう改正する。

3 施行日

令和2年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【参 考】

	本来額	減ずる額		減額後 支給額
市 長	877,000円	令和2年6月、 8月から11月 まで	176,000円 (本来額の20%相当。 千円未満切上げ。)	701,000円
		令和2年7月	264,000円 (本来額の30%相当。 千円未満切上げ。)	613,000円
副市長	698,000円	令和2年6月、 8月から11月 まで	70,000円 (本来額の10%相当。 千円未満切上げ。)	628,000円
		令和2年7月	105,000円 (本来額の15%相当。 千円未満切上げ。)	593,000円
教育長	627,000円	令和2年6月 から11月まで	63,000円 (本来額の10%相当。 千円未満切上げ。)	564,000円

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>○丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例 令和2年5月29日 条例第34号</p> <p><u>令和2年6月から11月までに支給する市長、副市長及び教育長の給料月額については、丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）第3条の規定にかかわらず、市長にあっては701,000円とし、副市長にあっては628,000円とし、教育長にあっては564,000円とする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。 (有効期限)</p> <p>2 この条例は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。</p>	<p>○丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例 令和2年5月29日 条例第34号</p> <p><u>令和2年6月から11月までに支給する市長、副市長及び教育長の給料月額については、丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 市長 次のア及びイに掲げる期間の区分に応じ当該ア及びイに定める額 ア 令和2年6月及び8月から11月まで 701,000円 イ 令和2年7月 613,000円</p> <p>(2) 副市長 次のア及びイに掲げる期間の区分に応じ当該ア及びイに定める額 ア 令和2年6月及び8月から11月まで 628,000円 イ 令和2年7月 593,000円</p> <p>(3) 教育長 564,000円</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。 (有効期限)</p> <p>2 この条例は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。</p>

議案第81号

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス等感染症に係る予防対策、感染拡大防止対策、生活支援対策等に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置を提案するものである。

2 施行日

公布の日

【地方自治法 抜粋】

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。